

令和 8 年 3 月
第 3 回（定例会）

香芝市教育委員会会議
追加議案

目 次

議第 1 2 号	香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について	1
議第 1 3 号	香芝市学校運営協議会規則の一部改正について	2
議第 1 4 号	香芝市就学指導委員会規則の一部改正について	4
議第 1 5 号	市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく協議について	6
議第 1 6 号	香芝市個別施設計画（埋蔵文化財調査棟）の策定について	1 0

議第 1 2 号

香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について

香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について、香芝市史編さん委員会条例（令和 4 年条例第 2 6 号）第 4 条第 2 号の規定により、委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市史編さん委員会委員 解任対象者

区分	氏名	所属及び役職名
関係行政機関 の職員	井原 佳昭	教育部長

（任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

香芝市史編さん委員会委員 任命対象者

区分	氏名	所属及び役職名
関係行政機関 の職員	吉川 昌孝	教育部長

（任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 5 月 3 1 日）

議第 1 3 号

香芝市学校運営協議会規則の一部改正について

香芝市学校運営協議会規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

香芝市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

香芝市学校運営協議会規則（平成２８年教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４７条の６」を「第４７条の５」に改める。

第２条中「校長（園長）」を「香芝市立学校の校長（香芝市立幼稚園の園長）」に、「支援・協力」を「支援及び協力」に改める。

第４条の見出しを「（法第４７条の５第４項の教育委員会規則で定める事項等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

法第４７条の５第４項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関する事項
- (2) 学校予算の執行に関する事項
- (3) その他対象学校の校長が必要と認める事項

第４条第２項中「前項」を「協議会」に改める。

第５条第３項中「第４７条の６第７項」を「第４７条の５第７項」に改める。

第６条第１項中「１２名」を「、１２名」に、「委嘱」を「委嘱し、」に改める。

第７条第２項第３号中「きたす」を「来す」に改める。

第８条第２項中「委嘱」を「委嘱され、」に、「在任期間」を「残任期間」に改める。

第１０条第２項中「協議会」を「、協議会」に改め、同条第３項中「事故ある」を「事故がある」に改め、「又は」の次に「会長が」を加え、「行うものとする」を「代理する」に改める。

第１１条第３項中「会長」を「、会長」に改める。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議第 1 4 号

香芝市就学指導委員会規則の一部改正について

香芝市就学指導委員会規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 3 2 号）第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

香芝市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

香芝市就学指導委員会規則（昭和52年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市教育支援委員会規則

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「就学指導」を「教育支援」に、「香芝市就学指導委員会」を「香芝市教育支援委員会」に改める。

第2条第1号中「就学指導」を「教育支援」に改め、同条第2号中「就園」を「就園し」に、「入所」を「入所し、」に、「在園」を「在園し」に、「在所」を「在所し、」に、「、幼稚園等」を「、幼稚園等の長」に、「就学指導」を「教育支援」に改める。

第5条第1項中「委員会に」を「委員会に、」に改め、同条第4項中「事故ある」を「事故がある」に改める。

第9条第1項中「教育委員会事務局」を「教育部学校教育課学校支援室」に改め、同条第2項中「幼稚園等」を「幼稚園等の長」に、「指導」を「教育支援」に改める。

第10条中「これを」を「別に」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議第 15 号

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教委規則第 6 号）第 2 条第 18 号の規定により別紙協議書のとおり委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

香 総 政 第 8 7 号

令和8年 3月26日

香芝市教育委員会 御中

香芝市長 三 橋 和 史



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく
協議について（依頼）

標記の件について、現在、貴委員会に委任し、及び貴委員会の事務局職員に補助執行させている本職の権限に属する事務について、見直しを図りたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、別紙のとおり協議願います。

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行に関して、次のとおり協議する。

（教育委員会への委任）

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会に委任する。

- (1) 保育所及び認定こども園の給食の企画及び運営に関すること。
- (2) 香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号）第7条の有料公園施設のうち、香芝市高塚グラウンド及び香芝市高塚テニスコートの管理に属する事務

（教育委員会による補助執行）

第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務（第1号から第5号までに掲げる事務のうち、香芝市立幼稚園に関するものを除く。）を教育委員会事務局職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会の所掌に係る予算の調製及び執行に関すること。
- (2) 教育委員会の所掌に係る市議会の議決を経るべき事件につきその議案を作成すること。
- (3) 教育委員会の所掌に係る財産の取得及び処分に関すること。
- (4) 教育委員会の所掌に係る契約の締結に関すること。
- (5) 教育委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関すること。
- (6) 香芝市立保育所及び香芝市立認定こども園の保健、衛生及び安全に関すること。

（協議）

第3条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

- 1 この協議は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書（令和7年3月31日合意）は、廃止する。

令和 年 月 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市教育委員会

議第 16 号

香芝市個別施設計画（埋蔵文化財調査棟）の策定について

香芝市個別施設計画（埋蔵文化財調査棟）を別紙のとおり策定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉